4. 財務諸表の注記について

財務諸表に注記しなければならない事項は、会計基準の第 章に()~() まで列挙されています。

()関連当事者との取引の内容について

関連当事者とは 「会計基準注解」の(注)

- () 当該社会福祉法人の役員及びその近親者
- () 前項の該当者が議決権の過半数を有している法人 とあります。

また、運用指針のに、関連当事者の範囲が示されています。

上記 . () 当該社会福祉法人の役員及びその近親者とは、

ア 役員及びその近親者

(親等内の親族及びこの者と特別の関係にあるもの)

- ① 当該役員とまだ婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の 事情にある者
- ② 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ③ ①又は②の親族で、これらの者と生計を一にしているもの
- イ 役員及びその近親者が<mark>議決権の過半数を有している法人</mark>
- ※ 社会福祉法人の役員のうち、対象とする役員は「有給常勤役員」に限定されます。

「有給常勤役員」とは、概ね週 日間以上、役員として専ら法人の経営に参画し、かつ、役員としての報酬を得ている者をいいます。

ただし常勤の施設長兼任役員であっても、役員報酬を得ていない者 については、「有給常勤役員」には含まれません。(& 問)

※ 上記 アイ の者との取引については、事業活動計算書項目及び 貸借対照表項目いずれかに係る取引について、<mark>年間 万円を超</mark> える取引については開示の対象となります。